

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年8月17日(2006.8.17)

【公開番号】特開2001-16536(P2001-16536A)

【公開日】平成13年1月19日(2001.1.19)

【出願番号】特願平11-183103

【国際特許分類】

<i>H 04 N</i>	<i>5/907</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 09 F</i>	<i>9/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 09 G</i>	<i>5/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/76</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 09 G</i>	<i>5/377</i>	<i>(2006.01)</i>

【F I】

<i>H 04 N</i>	<i>5/907</i>	<i>B</i>
<i>G 09 F</i>	<i>9/00</i>	<i>3 5 0 Z</i>
<i>G 09 G</i>	<i>5/00</i>	<i>5 1 0 M</i>
<i>G 09 G</i>	<i>5/00</i>	<i>5 5 0 C</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/76</i>	<i>E</i>
<i>G 09 G</i>	<i>5/36</i>	<i>5 2 0 L</i>

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月28日(2006.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】撮影画像を表示する表示部と、カメラで撮影された画像や音声が記録されているメモリカードからデータを読み出すカードリーダ部と、所定の動作を行うのに必要な電源を供給する電源部と、該メモリカードからデータを読み出し表示部に所定の画像を表示させるために信号を処理する信号処理用基板部とを備え、外部に面した前記表示部の下に、前記カードリーダ部、前記基板部、前記電源部とがほぼ同一平面上の配置となるよう一個の筐体内に収納され構成されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項2】請求項1において、前記電源部は前記携帯型写真閲覧機が立てて置かれた場合に、一番下になるよう配置されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項3】撮影画像を表示する表示部と、カメラで撮影された画像や音声が記録されているメモリカードからデータを読み出すカードリーダ部と、所定の動作を行うのに必要な電源を供給する電源部と、該メモリカードからデータを読み出し表示部に所定の画像を表示させるために信号を処理する信号処理用基板部とを備え、前記表示部、前記カードリーダ部、前記基板部の順に配置し、前記カードリーダ部及び前記基板部の側面に前記電源部を配置することにより一個の筐体内に収納されて構成されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項4】請求項3において、前記電源部は前記携帯型写真閲覧機が立てて置かれた場合に、一番下になるよう配置されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項5】撮影画像を表示する表示部と、カメラで撮影された画像や音声が記録されているメモリカードからデータを読み出すカードリーダ部と、所定の動作を行うのに必要な電源を供給する電源部と、該メモリカードからデータを読み出し表示部に所定の画像を表示させるために信号を処理する信号処理用基板部とを備え、前記表示部、前記基板部、前

記カードリーダ部の順に配置し、前記カードリーダ部及び前記基板部の側面に前記電源部を配置することにより一個の筐体内に収納されて構成されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項6】請求項5において、前記電源部は前記携帯型写真閲覧機が立てて置かれた場合に、一番下になるよう配置されることを特徴とする、携帯型写真閲覧機。

【請求項7】請求項1～6のいずれかにおいて、前記カードリーダ部のカード挿入部はカードの一部のみ挿入されることを特徴とする携帯型写真閲覧機。

【請求項8】請求項1～7のいずれかにおいて、前記カードリーダ部はカード挿入部の一部に切り欠き部を持つことを特徴とする携帯型写真閲覧機。

【請求項9】請求項1～8のいずれかにおいて、前記携帯型写真閲覧機は電子写真立てであることを特徴とする携帯型写真閲覧機。